



中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
<p>④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、常勤弁護士の確保とともに、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に努める。</p> <p>支援センターの業務が、多様な分野に及ぶこと等を考慮し、常勤弁護士の採用に当たっては、幅広い人材の中から、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>④ 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努める。</p> <p>常勤弁護士の採用に当たっては、適時的確な人員配置その他支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的な人材の確保を図るとともに、支援センターの業務に専従することが支援センターの目的である総合法律支援の担い手としての法曹の能力の涵養にも資することにかんがみ、その実務経験年数をも考慮する。</p> <p>常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。</p>	<p>④ 常勤弁護士の確保</p> <p>・常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士等に対する説明を行う。</p> <p>・常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習終了直後の者等から常勤弁護士を採用する。</p>	<p>契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保に向けた取組状況</p> <p>昨年度評価：B</p>	<p>平成20年4月1日から同21年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計44回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、合計12回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。</p> <p>また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、各地の支援センターの事務所に21回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。</p> <p>さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組みを行った。</p> <p>支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールによる常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。</p> <p>日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施しており、平成20年度は合計50名の常勤弁護士を確保した。常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。</p> <p>※実績報告書29・30ページ参照</p>	A	<p>日本弁護士連合会をはじめとする関係機関の協力の下、新人弁護士を常勤弁護士として確保するため、常勤弁護士の業務実態に関する理解を深められるような工夫をこらしつつ、19年度に比して、説明会の回数及び開催場所を増やして、44回余りにわたる説明会を行ったり、司法研修所選択型実務修習に参加するなどし、既登録弁護士を常勤弁護士として確保するため、既登録弁護士に対する採用案内等の送付について、19年度より送付回数及び対象人数を増やし、年間を通じた積極的な常勤弁護士確保に向けた取組みを行うことができた。</p> <p>また、司法修習を終了した新人弁護士を採用する新制度により、19年度より多くの50名の新人弁護士を含む55名の常勤弁護士を確保することができた。なお、常勤弁護士の確保数の合計が19年度（72名）よりも低くなっているが、これは、19年度が新制度導入初年度という特殊な状況下にあったことに由来している。18年度までは、一般の法律事務所において約1年間の養成を終えた2年目の弁護士を常勤弁護士として採用するという制度をとっていたが、19年度から司法修習終了直後の者を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことにより、司法修習中に常勤弁護士への志望を固めている者については、一般の法律事務所での養成終了を待つことなく、司法修習終了直後に常勤弁護士として採用できることとなった。そこで、従前であれば、司法修習終了直後に従来の制度によって養成を受けるために一般の法律事務所に就職していた者の多くが新制度を選択するようになった。そのため、19年度は、新制度で採用した新人弁護士（39名）と一般の法律事務所で養成を終え、従来の制度により採用した2年目以降の弁護士（33名）とが併存する形となり、合計72名を確保したのに対し、20年度は、新制度が定着し、新制度により採用する常勤弁護士数は増加したものの（39名から50名）、19年度に新制度により採用して養成を終えた常勤弁護士（39名）については、配置換えとなるだけで新たな採用とはならない上、従来の制度による採用者が減少したため、確保数は合計55名にとどまった。しかし、養成を終えて新たに日本司法支援センター法律事務所に配置する常勤弁護士の数に着目すれば、19年度は33名であったものが、20年度には44名となっており、増加している。</p>
(2) 情報提供・関係機関連携強化	(2) 情報提供・関係機関連携強化	(2) 情報提供・関係機関連携強化				
<p>6 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするために、弁護士会・日本弁護士連合会及び司法書士会・日本司法書士会連合会その他隣接法律専門職者団体との連携の強化を図るとともに、連携関係を確保する関係機関・団体の範囲の拡大と連携の強化を図る。</p>	<p>① 地方事務所単位で、平均6.8以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p>	<p>① 平均6.8以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築</p>	<p>相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築状況</p> <p>昨年度評価：A</p>	<p>各地方事務所において、関係機関・団体数にして全国合計7,625、各地方事務所平均152.5、窓口数にして全国合計2万4,884、各地方事務所平均497.7件のデータを掲載した。</p> <p>※実績報告書30・31ページ参照</p>	A	<p>各地方事務所において、相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係を構築したことにより、関係機関・団体数は前年度比0.7%増、各地方事務所平均は前年度比0.7%増、窓口は前年度比1.2%増、各地方事務所平均は前年度比1.2%増と、いずれも前年度より増加した。</p>
<p>7</p>	<p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数（※）を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。</p> <p>（※）連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、（各関係機関の連携指数の総和）÷（関係機関の総数×4）×100</p>	<p>② 連携指数の上昇</p> <p>・内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。</p> <p>・各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。</p> <p>・相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。</p> <p>（注）連携指数については、以下の計算式により算出することとする。 （「紹介」窓口数×1＋「取次」窓口数×3＋「転送」窓口数×5＋「予約」窓口数×8）÷窓口総数</p>	<p>関係機関・団体との連携強化・連携先の範囲拡大に向けた取組状況</p> <p>昨年度評価：A ①と共通評価</p>	<p>1 中央レベルでの連携・協力関係の構築 平成20年7月4日、内閣官房司法制度改革推進室が開催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と連携し、出席した16の関係省庁等に対し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年11月から12月の間、計4回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施（8省庁合計62名が参加）した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。</p> <p>さらに、警察庁と連携して、全国の警察署（交番を含む）宛にステッカー7,548枚及び案内チラシ1万5,96枚を配布し、連携・協力関係構築に努めた。</p> <p>2 地方協議会の開催 全国の地方事務所、支部において、平成20年度中に合計85回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。</p> <p>3 連携指数 左記計算式に基づき算出した連携指数は、平成18年度は1.76、平成19年度は1.98、平成20年度は1.93となっている。</p> <p>※実績報告書31・32、26・27ページ参照</p>	A	<p>関係省庁を対象に法テラスコールセンター見学会を実施した結果、全体（62名）の98%から「今後も法テラスを紹介していきたい」という回答を得た。</p> <p>また、平成20年度に、平成18年10月の開業以降初めて、関係機関データベースに登録している関係機関情報を精査し、より実態を反映した内容に見直ししたことにより、「取次」窓口数（前年度比113件減）及び「転送」窓口数（同88件減）が減少し、連携指数全体としては若干低下した。これは、上述のとおりデータベース情報を精査したことに加え、指数を算出する母数となる相談窓口数全体としては増加（前年度比285件増）したためであり、前年と比べて実質的な連携関係が低下したことを示すものではない。むしろ、実質的にみれば、相談窓口全体は増加していること、中央、地方レベルでの連携構築活動も活発であることから、連携関係は向上しているといえる。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
(3) 民事法律扶助	(3) 民事法律扶助	(3) 民事法律扶助				
① 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域を含め、その受任者の確保態勢の全国的に均質な確保を図る。	① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。	① 受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。  〔※20年度は、常勤弁護士を配置する事務所数を増やすと共に、既に常勤弁護士が配置されている事務所においても、より効率的な司法サービスの提供を可能とするため、常勤弁護士を複数名配置するという方針により、業務を行った。〕	全国的に均質な受任者確保態勢の確保に向けた契約弁護士・司法書士及び常勤弁護士の確保・配置等に関する取組状況  昨年度評価：B	平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計71か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は36か所、地域事務所は14か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。 なお、旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部を巡回し、主として民事法律扶助事件を取り扱った。 また、平成20年度末時点で、契約弁護士総数は1万1,802人（前年度比14.4%増）、契約司法書士総数4,670人（前年度比11.9%増）といずれも前年度より増加した。  ※実績報告書32・33ページ参照	A	常勤弁護士については、新人弁護士50名を含む55名の常勤弁護士を確保し、新たに合計50か所の事務所に配置し、常勤弁護士が配置された71事務所中、42か所には複数の常勤弁護士を配置することができた。また、19年度に引き続き、民事法律扶助の担い手となる弁護士等が少ない地域への巡回も行った。 契約弁護士については、年間登録者増加数の約8割相当数、契約司法書士については年間登録者増加数を上回る契約弁護士・司法書士を増加させることができ、会員数にしろる契約率も増加している。
② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート調査等を実施するなどして、民事法律扶助のニーズの把握に努める。	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者等に対するアンケート調査を実施する。	② 民事法律扶助のニーズを的確に反映した事業計画を立案できるよう、利用者に対するアンケート等の調査を企画立案する。	民事法律扶助のニーズを把握するためのアンケート調査の実施に向けた取組状況  昨年度評価：A	一般市民、路上生活者、法テラス利用者を各対象として、一般市民及び路上生活者に対しては、法律・福祉に関する困り事とそれに対する対応、法律相談や裁判経験、無料法律相談の認知度及び利用意向、償還制度の認知度及びその利用意向、無料法律相談及び裁判費用についての意識調査を個別面接聴取方法により、法テラス利用経験者に対しては、利用に至る経緯と償還制度の認知度及び利用希望等を、調査用紙記入方法により各調査を実施した。一般市民を対象とした調査では標本数3,000人（回収率54.5%、1,636人）、路上生活者では対象者265人、法テラス利用者では1,229人からの回答を集約した。 調査期間は平成20年9月から同11月であり、調査結果の集約及び分析作業はほぼ終了し、近く公表する予定である。  ※実績報告書33ページ参照	A	調査対象者数が十分に確保され、調査項目も多岐にわたっており、事業計画立案に十分な情報と分析が得られた。
	(4) 国選弁護士確保	(4) 国選弁護士確保				
国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢の全国的に均質な確保を図る。	捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢を全国的に均質に確保するため、捜査・公判を通じ一貫して弁護活動を担う弁護士を確保するとともに、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させ、又は巡回させる。	① 契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。  ② 常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。  〔※20年度は、常勤弁護士を配置する事務所数を増やすと共に、既に常勤弁護士が配置されている事務所においても、より効率的な司法サービスの提供を可能とするため、常勤弁護士が複数名となるような配置に努めるという方針により、業務を行った。〕	全国的に均質な弁護人確保態勢に向けた契約弁護士の確保に関する取組状況  昨年度評価：B  昨年度評価：B ①と共通評価	各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。 また、平成20年9月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部で「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布した。 国選弁護人契約弁護士の人数は、平成21年4月1日時点で15,556名となっており、全国の弁護士の約57%に相当する。 そのほか、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、制度の施行及び国選付添関連業務について説明を行った。また、「国選付添関連業務の解説」を、各地方事務所において、配布した。  ※実績報告書34、47ページ参照	A	裁判員制度の施行及び被疑者国選弁護の対象事件の範囲の拡大という大きな制度改革に適切に対応するためには、制度の周知、制度への理解を求めることが重要であり、このような観点から、各地方事務所においては、弁護士に対する説明会を実施するなどして契約弁護士の確保に努めた。一般契約弁護士の契約率は、地域によって異なるが、全般的には着実に増加し、平成20年度末時点では弁護士全体の約57%になり、上記制度改革の施行に対応可能な水準に達している。
				平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計71か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は36か所、地域事務所は14か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。  ※実績報告書34、32ページ参照	A	常勤弁護士については、新人弁護士50名を含む55名の常勤弁護士を確保し、新たに合計50か所の事務所に配置し、常勤弁護士が配置された71事務所中、42か所には複数の常勤弁護士を配置することができた。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
<p>(5) 司法過疎対策</p> <p>12</p> <p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域の解消に優先的に取り組むことと、実働弁護士が複数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日弁連等とも連携協力しながら、必要な地域において支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。</p>	<p>(5) 司法過疎対策</p> <p>地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかいない地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在する地域を除外した「実質的ゼロワン地域」において、法律サービスの需要も考慮しつつ、日本弁護士連合会、単位弁護士会、地方公共団体その他関係機関とも連携協力しながら、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供が可能な体制を整備する。</p>	<p>(5) 司法過疎対策</p> <p>① 地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させる。</p> <p>② 上記①の地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。</p> <p>※20年度は、これまで常勤弁護士が配置されていない「実質的ゼロワン地域」への常勤弁護士の配置を進めると共に、業務の効率化の観点及び常勤弁護士の任期満了後の円滑な引継ぎの実現という観点から、既に常勤弁護士が配置されている司法過疎地域事務所にも更に常勤弁護士を配置していくという方針で業務を行った。</p>	<p>日弁連等との連携協力の取組状況</p> <p>昨年度 評価：B</p>	<p>① 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、(v)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。</p> <p>平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計71か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は22か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成20年度に新設されたのは、7か所である。</p> <p>いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。</p> <p>② 旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記4支部に近接する旭川地方事務所に配置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。</p> <p>※実績報告書35～36ページ参照</p>	<p>A</p>	<p>7か所の司法過疎地域事務所を新設したほか、常勤弁護士による巡回措置も継続し、実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消に大きく貢献することができた。19年度までは、いわゆる実質的ゼロワン地域に司法過疎地域事務所を設置してきたところであるが、司法過疎地は、「実質的ゼロワン地域」にとどまるものではなく、20年度を迎え、「実質的ゼロワン地域」について、法テラス、日本弁護士連合会及び各弁護士連合会などの司法過疎解消の取組みにより、その解消が大きく進んだことを踏まえ、司法過疎対策を更に進め、次段階として、(i)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域についても、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮しながら、司法過疎地域事務所を設置することとした。また、22か所の司法過疎地域事務所のうち、7か所については、複数の常勤弁護士の配置を実現することができた。</p>
<p>(6) 犯罪被害者支援</p> <p>13</p> <p>犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関が必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、連携関係を確保する犯罪被害者支援関係機関・団体の範囲の拡大及び連携の強化を図る。</p>	<p>(6) 犯罪被害者支援</p> <p>① 地方事務所単位で、平均1.2以上の犯罪被害者支援関係機関・団体と連携・協力関係を構築する。</p> <p>② 関係機関との連携の在り方に関する実情を踏まえて、連携関係の強さを表す連携指数(※)を平成18年度から平成21年度までの間に上昇させる。</p> <p>(※) 連携指数 例えば、連携の度合いを1～4に分類し、(各関係機関の連携指数の総和)÷(関係機関の総数×4)×100</p>	<p>(6) 犯罪被害者支援</p> <p>地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。</p>	<p>犯罪被害者支援関係機関・団体との連携・協力関係構築・強化に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：A</p>	<p>犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」(注)に加盟するなどし(現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所で加盟済み)、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対して、速やかに支援センターをご案内・ご紹介いただける体制を確保するため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。</p> <p>特に、被害者参加制度等が施行された12月1日に向け、ほとんどの地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議を複数回重ね、リーフレット等を犯罪被害者の方々に配布していただくよう協力依頼をするなど、当該制度において、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。また、制度施行に伴い、より一層、連携を強化し、制度が円滑に運用されるよう、実務担当者との協議を重ねた。このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関の講演に講師として参加、関係機関とともに街頭で広報活動を行いリーフレット等を配布、あるいはイベントにブースを設置した。</p> <p>このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。</p> <p>(注) 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メンバーとして設置されている。</p> <p>連携指数 犯罪被害者支援を行っている関係機関、窓口について連携指数を算出したところ、平成20年5月現在では全地方事務所合計1.72、平成21年5月現在では1.73を示している。</p> <p>※実績報告書36・37、32ページ参照</p>	<p>A</p>	<p>犯罪被害者支援業務においては、関係機関・団体との「顔の見える関係」の構築が極めて重要であり、地方レベルでの連携強化に向けた取組に力を入れるとの本部方針に基づき、各地で被害者支援連絡協議会構成員である機関・団体を中心に、実務担当者による連携関係強化等に関する協議の実施や各窓口における支援情報の確認・共有等に取り組んでいる。</p> <p>特に平成20年度は、被害者参加制度等が施行されたことに伴い、本部ではリーフレット等の広報物の作成を充実させるなど、地方事務所において各機関と連携がとりやすいよう環境作りをすすめる、制度の円滑な運用が図られるよう努めた。各地方事務所では、協議会等における連携強化にとどまらず、関係機関とともにイベントや街頭活動あるいは広報物の配布を行うなど、より積極的な連携・協力関係が構築できた。</p> <p>また、内閣府が犯罪被害者支援事業の一環として行った「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」策定ワーキングチームに本部も参加した。これを受けた地方自治体による同ハンドブックの作成に当たっては、当該ワーキングチームの構成員として関与・協力した地方事務所もあった。</p> <p>関係機関との連携関係の強さを表す連携指数を、平成20年から同21年にかけて、1.72から1.73に上昇させた(最も緊密な連携方法である「予約」が150から167に増加)。</p> <p>引き続き、連携関係強化のための取組を進めていく。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
3 業務運営の効率化に関する事項	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 総括	(1) 総括					
<p>新たな国の施策である総合法律支援の実施及び体制整備の中核を担う新設の法人であることから、その設立・業務開始時において可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備（「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討を含む。）を図った上で、その業務が国民の権利・利益に直接かかわる極めて公共性・公益性の高いものであることにかんがみ、総合法律支援の充実を図りつつ、サービスの質の向上とともに、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を踏まえ、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により経費の効率化を図る。</p>	<p>① 支援センターは、 ・ 国の責務において実施すべき情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護士確保業務等を一体的に遂行することにより、人的・物的体制の合理化・効率化・常勤弁護士制度の導入により、民事法律扶助及び国選刑事弁護につき、その時々々の需要の動向に応じた機動的かつ柔軟な対応等による事件処理の合理化・効率化・業務内容に応じた柔軟な雇用形態の採用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の検討により、経費の合理化・効率化をそれぞれ図ること等を予定している。 支援センターが新規に体制を整備する法人であることからすれば、効率化に係る上記各取組については、中期計画期間中に効率化係数に基づいて段階的に実施するものではなく、可能なものはすべて支援センターの設立・業務開始当初から実施すべきものである。 そこで、支援センターにおいては、その設立・業務開始時において、効率化に係る上記各取組を実施することにより、平成18年度における総経費について、上記各取組を行わなかった場合に必要となる総経費に比して20%程度削減するほか、業務運営全般の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p> <p>また、支援センターにおける業務・システムについては、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」の趣旨を反映するため、システム調達に当たり、一般競争入札等の競争的手法の導入により、経費の効率化を行う。</p> <p>② 業務運営の効率化により、一般管理費（人件費を除く。）の節減を行う。</p> <p>③ 総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。</p>	<p>総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を行う。</p> <p>効率的かつ円滑な業務運営に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：A</p>	<p>支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。 また、事業の拡大等に伴う物品等の調達（システム調達、常勤弁護士採用に伴う宿舍・物品等の調達、司法過疎地域等の事務所・備品等の調達等）において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても、競争性を高めるため、一般競争を原則としつつ、随意契約による場合でも見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によるなどして、より安価な金額で契約することにより、経費を効率化し、一般管理費の節減を図った（なお、支援センターにおける平成20年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。）。</p> <p>さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するため、所要の常勤弁護士を確保する必要があるところ、その確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図っている。</p> <p>※実績報告書37ページ参照</p>	A	<p>業務開始時から、業務内容に応じた弾力的で多様な雇用形態を導入したほか、常勤職員の給与体系は国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、採用・昇給・昇格にも公正なルールを適用するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めた。</p> <p>また、事業の拡大等に伴う物品等の調達において、各調達ごとに、その内容、必要性、緊急性及び数量等を十分精査するとともに、契約手続についても一般競争入札による手続を原則としつつ、随意契約による場合でも見積り合わせ方式（複数の業者から見積書を徴する競争的手法）によるなどして、より安価な金額で契約して経費の効率化を図り、一般管理費の節減を図っている。</p> <p>さらに、平成21年度における裁判員制度の開始や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応するための常勤弁護士の確保業務をより効率的に推進するため、常勤弁護士推進本部を設置するなど、適時適切な業務運営体制の見直しを図った。</p>	

14

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化					
15	① 電話による情報提供業務につき一元化するなどの方法により、情報提供業務の効率的遂行を図る。	① 情報提供業務の効率的遂行を図るべく、全国の利用者に対する電話による情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置し、その電話による情報提供業務を集中的に遂行する。	① コールセンターにおける効率的な情報提供 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。	コールセンターにおける情報提供業務の効率的遂行に向けた取組状況  昨年度 評価：A	東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に行っている。運営は民間業者に委託し、平成20年度の契約内容は、平成19年度の実績から、年間受付件数を電話30万件（前年度同数）、メール10,400件（前年度比約290%増）と推定してその件数に応じた要員を配置しつつ、その他の諸経費について見直したことにより平成19年度契約金額より低額にするなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営を行った。 また、平成20年度には、専門評価会社によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得るとともに、当センターとして今後目指すべき品質基準を策定した。これにより、当センターとして一定の品質を維持・向上できるとともに、業務運営のさらなる効率化の参考とする。  ※実績報告書37・38ページ参照	A	東京都に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を一元的・集中的に、かつ、受付件数に応じた人員のオペレーターを配置しつつその他の経費も見直すことで前年度より低額な契約金額にするなど、効率的な情報提供業務を行った。また、第三者によるコールセンター対応品質評価を行ったことにより、品質の維持・向上とともに、業務運営のさらなる効率化の参考とする。
16	② 連携関係を有する関係機関・団体における情報提供の拡充（アクセスポイント機能の充実）を図ることによって、支援センターにおける情報提供に関する業務量を軽減するべく、関係機関・団体が支援センターにおいて集約整理した情報（データベース）を活用して自ら情報提供を行う態勢の促進を図る。	② 関係機関・団体に対する、業務マニュアルの配付や研修の実施等の方法により、データベースの利用方法の周知徹底と積極的活用を促進する。	② 関係機関・団体データベースの活用等 ・内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。 ・地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。	関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用への促進へ向けた取組状況  昨年度 評価：A (①と共通評価)	内閣官房司法制度改革推進室が平成20年7月4日に開催した総合法律支援関係省庁等連絡会議において、法務省と連携し、出席した16の関係省庁等に対し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。 また、全地方事務所等が開催した地方協議会において、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。  ※実績報告書38ページ参照	A	中央レベル・地方レベルともに、関係機関・団体にデータベースの利用方法の周知徹底と積極的な活用に関する理解を求めた。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保				
17	<p>所要の常勤弁護士を確保し、これらの者が業務に専念して十分に事件処理を行うことのできる環境を整備するとともに、複数事件の包括的な委託の活用などにより、業務処理の効率化を図る。</p> <p>業務処理の効率化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所要の常勤弁護士を確保する。</li> </ul>	<p>① 常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。</p> <p>② 常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、法科大学院生、弁護士に対する説明会を実施する。</p> <p>※20年度は、19年度に実施した常勤弁護士の確保に向けた取組みをより強化するという方針に基づき、司法修習終了直後の新人弁護士の確保数を増やすという観点からは、就職説明会の回数及び開催場所を増やすと共に、常勤弁護士の業務を体験してもらう機会を増やすため、司法研修所選択型実務修習に参加することを目標とした。</p>	<p>常勤弁護士の確保に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：B</p>	<p>① 常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した。</p> <p>また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を1,500部以上配布した。</p> <p>② 平成20年4月1日から同21年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計44回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、合計12回にわたり、司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。</p> <p>※実績報告書38・39ページ参照</p>	A	<p>これまで関係機関に配布していた常勤弁護士の志望動機等を記載した文集について、常勤弁護士となってどう感じているかといった点を付加した文集としてリニューアルし、関係機関に配布した。</p> <p>日本弁護士連合会をはじめとする関係機関の協力の下、新人弁護士を常勤弁護士として確保するため、常勤弁護士の業務実態に関する理解を深められるような工夫をこらしつつ、19年度に比して、説明会の回数及び開催場所を増やして、44回余りにわたる説明会を行ったり、司法研修所選択型実務修習に参加するなどし、既登録弁護士を常勤弁護士として確保するため、既登録弁護士に対する採用案内等の送付について、19年度より送付回数及び対象人数を増やし、年間を通じた積極的な常勤弁護士確保に向けた取組みを行うことができた。</p> <p>また、司法修習を終了した新人弁護士を採用する新制度により、19年度より多くの50名の新人弁護士を含む55名の常勤弁護士を確保することができた。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤弁護士に対する事件の配点や担当事件の管理について所要の配慮措置を講ずることにより、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備する。</li> </ul>	<p>③ 常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。</p>	<p>常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境整備に関する具体的な方策の検討・立案及び実施状況</p> <p>昨年度 評価：B (①②と共通評価)</p>	<p>平成19年度から司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、当初の任期（1年）を終了後、各地の支援センター法律事務所に異動する際の事務処理を円滑に行うため、異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定めるとともに、Q&amp;Aを作成して、常勤弁護士に対して、想定される事例ごとに詳細な対応方法を示した。</p> <p>また、平成20年12月1日から国選被害者参加弁護士制度が導入され、国選被害者参加弁護士としての活動が常勤弁護士の業務となったことから、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程を改正したほか、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂して、国選被害者参加弁護士としての業務手順を詳細に定めた。なお、上記マニュアル改訂に際しては、加えて、常勤弁護士からの事件処理状況の報告書面等について、より入力方法を簡素化して、通常業務の支障とならないようにしており、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画室において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。</p> <p>さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。</p> <p>※実績報告書39・40ページ参照</p>	A	<p>異動時における受任事件の引継ぎに関するルールを定めたり、新業務導入に伴って規程を整備したり、業務マニュアルを改訂するなど、常勤弁護士の業務の変化に応じた対応を行った。</p>
19		<p>④ 常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。</p>	<p>常勤弁護士又は内定者に対する実務研修の実施状況</p> <p>昨年度 評価：B (①②と共通評価)</p>	<p>各支援センター法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると感じているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。</p> <p>また、裁判員裁判の実施が迫っているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を導入した。</p> <p>さらに、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士同士の意見交換も有益であることから、ゼミ形式の研修を実施することにより、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。</p> <p>司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成20年9月又は同21年1月から1年間の任期に合わせ、任期終了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施することとした。</p> <p>常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。</p> <p>※実績報告書40・41ページ参照</p>	A	<p>常勤弁護士の経験に応じた研修メニューをそろえるとともに、常勤弁護士に期待される役割に合い、開始された裁判員裁判にも対応できるような即効性のある研修を実施したり、その業務が一般の弁護士とは異なる点があることに着目した研修を実施した。また、常勤弁護士の増加にも対応して、その質の向上に資するため、ブロック別研修を導入して、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現した。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数事件の包括的な委託の契約締結に努める。</li> </ul>	<p>⑤ 国選弁護士契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。</p> <p>⑥ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。</p>	<p>包括的な委託の契約締結に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：A</p>	<p>⑤ 支援センター本部において、一括契約についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。</p> <p>また、各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括国選弁護人契約に関する事件の配点方法について確認した。</p> <p>平成20年4月から同21年3月までの間に、一括国選弁護人契約に基づき国選弁護人の指名通知がなされた事件の件数は合計304件であり、前年度の合計531件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成19年度は4,596件、同20年度は4,525件である）。</p> <p>ただし、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成20年4月1日時点で合計4,326名であったところ、同21年4月1日時点では5,022名であり、増加した。</p> <p>※実績報告書41ページ参照</p>	A	<p>即決事件の指名通知請求件数の減少に伴い、一括国選弁護人契約に基づく国選弁護人の指名通知件数が減少したが、継続的に一括契約の取組を行っており、一括契約を締結した弁護士数は増加した。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由	
(4) 司法過疎対策	(4) 司法過疎対策	(3) 司法過疎対策					
21	司法過疎地域における事務所については、支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを図る。	支援センターの業務の補完性（民業圧迫の回避）及び効果的・効率的な業務運営の観点をも踏まえ、司法過疎地域に事務所を設置することとし、設置された後も、当該事務所について同様の観点から適時適切に見直しを行う。	上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地域事務所を設置することとする。	司法過疎地域における地域事務所への取組状況  昨年度評価：B	平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計71か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は22か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成20年度に新設されたのは、(ア)茨城県の牛久地域事務所、(イ)京都府の福知山地域事務所、(ウ)長崎県の五島地域事務所、(エ)宮崎県の延岡地域事務所、(オ)福島県の会津若松地域事務所、(カ)岩手県の宮古地域事務所の7か所である。  ※実績報告書41、35ページ参照	A	7か所の司法過疎地域事務所を新設したほか、常勤弁護士による巡回措置も継続し、実質的ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域の解消に大きく貢献することができた。19年度までは、いわゆる実質的ゼロワン地域に司法過疎地域事務所を設置してきたところであるが、司法過疎地は、「実質的ゼロワン地域」にとどまるものではなく、20年度を迎え、「実質的ゼロワン地域」について、法テラス、日本弁護士連合会及び各弁護士連合会などの司法過疎解消の取組みにより、その解消が大きく進んだことを踏まえ、司法過疎対策を更に進め、次段階として、(i)地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(ii)当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域についても、(iii)当該地裁支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮しながら、司法過疎地域事務所を設置することとした。また、22か所の司法過疎地域事務所のうち、7か所については、複数の常勤弁護士の配置を実現することができた。
4	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 情報提供	(1) 情報提供	(1) 情報提供					
22	① 利用者にとって身近で利用しやすいものとするべく、情報提供の質・量の向上を図る。	① 情報データベース及びFAQデータベースの情報を平成18年度から平成21年度までの間に20%以上増大する。 インターネットによる提供情報量の増大と検索機能・使いやすさの向上を両立させる。 利用者から適宜の方法によりアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の高い評価を得る。	① FAQの充実等 ・コールセンターに寄せられる問い合わせを日々分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。 ・コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低い作成すべき質問についての答を作成する。 ・FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。 ・期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。	情報提供の質・量の向上に向けた取組状況  昨年度評価：B	A	従来のウェブによる利用者アンケートでは回答率が低く、利用者の満足度やニーズを把握するにはサンプル数が少ないとの指摘を受けていたことから、平成20年度はより正確な評価を把握すべく新規のアンケート調査（注）を実施し、いずれも5段階評価で4.4の評価を得ることができた。  （注）一定の期間を設けての、コールセンターの電話利用者と地方事務所の面談利用者を対象にしたアンケート調査  引き続き、FAQ内容をさらに充実させ、関係機関とより緊密な連携を図るなどして利用者満足度を高めていく取り組みを進めていくことにより、中期目標を十分に達成することが見込まれる状況であると判断した。	
23	② 情報を求めて訪れた利用者すべてに対して、即日に質の高い情報の提供に努める。	② 各地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者のうち、法的紛争解決に資する情報又は犯罪被害者支援に関する情報を求めた者については、全員に対して、即日中に情報を提供する。	② 即日中の情報提供 ・多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことのある経験者を配置する。 ・地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に情報提供を行う。	地方事務所の情報提供窓口に来訪した利用者に対する迅速な情報の提供に向けた取組状況  昨年度評価：A	A	全地方事務所に相談窓口等の稼働経験者を配置し、地方事務所に来訪した利用者に対して即日中に情報提供を行い、支援センターで対応できない場合は他の関係諸機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。	



中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助	(2) 民事法律扶助				
24	<p>① 迅速な援助を提供するという観点から、事務処理方法の工夫等により、援助申込から代理人選任までの期間の短縮を図る。</p> <p>② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助の提供に努める。</p>	<p>① 迅速な援助を提供するという観点から、援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成19年度と比較して短縮する。</p> <p>② 犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士を選任などを通じて、充実した援助を提供する。</p>	<p>迅速で充実した援助の提供に向けた取組状況</p> <p>昨年度評価：B</p>	<p>① 専門審査委員の配置を試験的に実施して、配置事務所では審査日前の事前準備の充実が図られている。年度内に4地方事務所において審査委員人数の少人数化、書面審査の原則化等審査方法の合理化が図られている。これによって、6地方事務所において期間短縮が実現するとともに、全体として、援助件数の増加にもかかわらず従前の期間を維持している。</p> <p>② 犯罪被害者に対する平成20年度の法律相談援助件数は577件、代理援助件数は186件（うち損害賠償命令申立事件3件）と援助件数が確実にのびているとともに、精通弁護士数1,570名のうち1,370名が契約弁護士として、援助提供体制も充実しつつある。</p> <p>※実績報告書44・45ページ参照</p>	B	<p>援助申込みから実施までの期間は、平成19年度との比較において、6地方事務所で開催短縮が実現しているが、援助件数の増加にともない、期間短縮にはさらなる合理化が必要と考えられている。</p> <p>すべての地方事務所では犯罪被害者に対する援助を提供した実績を挙げるとともに、損害賠償命令申立制度などの新たに導入された制度にも対応している。</p>
25	<p>③ 契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施し、民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る。</p>	<p>③ 民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>契約弁護士・司法書士に対する研修の実施状況</p> <p>昨年度評価：B ①②と共通評価</p>	<p>業務方法書、細則改正のポイント等の各地方事務所独自の印刷物の配布、新規契約弁護士・司法書士とその事務所職員に対する研修を実施した。</p> <p>また、本部より元常勤弁護士を講師として派遣した研修も4地方事務所で開催され、引き続き平成21年度も実施する予定である。</p> <p>※実績報告書45・46ページ参照</p>	B	<p>研修実施地方事務所数は34。うち複数回の研修が実施された地方事務所は14であり、全ての地方事務所において継続的な研修が実施されているとまではいえない。</p>
(3) 国選弁護士確保	(3) 国選弁護士確保	(3) 国選弁護士確保				
26	<p>① 各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図る。</p>	<p>① 迅速かつ確実に国選弁護人の選任が行われる態勢の確保を図るため、各地方事務所単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各事業年度に1回以上、定期的な協議の場を設定する。</p>	<p>裁判所、検察庁及び弁護士会が参加する定期的な協議の場の開催状況</p> <p>昨年度評価：B</p>	<p>① 支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。</p> <p>※実績報告書46ページ参照</p>	A	<p>すべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、新規業務である国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議を実施した。</p>
27	<p>② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。</p>	<p>② 裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの所要時間の短縮を図るために、地方事務所ごとに事件類型別の目標時間を設定する。</p>	<p>指名通知要請を受けてから通知するまでの設定目標時間の達成状況</p> <p>昨年度評価：B ①と共通評価</p>	<p>② 支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。</p> <p>被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人候補者の指名通知が行われている。被疑者国選弁護における休日の指名通知業務についても、ほとんどの事件において当日中に指名通知に至っている。当日中の指名通知に至らないものについても、翌日には指名通知が行われている。</p> <p>また、国選付添についても、指名通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補者の指名通知が行われている。</p> <p>※実績報告書46・47ページ参照</p>	A	<p>すべての地方事務所において、国選弁護人及び国選付添人を迅速に選任する観点から、指名通知の目標時間を定めており、おおむね所定の目標時間内に国選弁護人及び国選付添人候補者の指名通知に至っている。</p>
28	<p>③ 国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施するなどして、国選弁護人としての活動の充実を図る。</p>	<p>③ 国選弁護人としての活動の充実を図る観点から、各地方事務所単位で各事業年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。</p>	<p>国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施状況</p> <p>昨年度評価：B ①と共通評価</p>	<p>③ 支部を含むすべての地方事務所年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが12か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが28か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。</p> <p>また、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所解説書を配布するほか、上記の説明会等の機会を利用するなどして研修を実施した。</p> <p>支援センターは平成21年2月、契約弁護士1名に対し、被疑者国選弁護事件の報酬請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求し、本来支払われるべき報酬との差額である30万円余りの支払を受けたことを理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知し、再発防止に向けて会員に対する注意喚起等適切な対応をとるよう申し入れるとともに、同契約弁護士について警察に告訴した。なお、同契約弁護士に対し、過払いにかかる国選弁護報酬の返還を請求し、その全額の支払いを受けた。支援センターでは、日本弁護士連合会その他関係各機関と協議しつつ、接見の疎明資料を提出してもらった制度の導入など再発防止の効果的な措置の検討を進めている。</p> <p>※実績報告書47・48ページ参照</p>	B	<p>国選弁護士契約弁護士に対する研修については、国選弁護活動の充実を図る観点からはなお工夫の余地があると考えられるものの、すべての地方事務所において、被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大及び裁判員制度の施行を控え、国選弁護の担い手の確保という観点から、解説書の配布、説明会の実施等による研修を行い、契約弁護士の人数は着実に増加した。また、国選弁護報酬の過大請求問題等のいわゆる不祥事案件の発生を踏まえ、各地において、同種事案の再発防止、法律事務取扱規程をはじめとする諸規程の遵守に向けた協議を行った。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援	(4) 犯罪被害者支援				
29	<p>① 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切丁寧かつ迅速な情報提供に努める。</p> <p>職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。</p>	<p>① 地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。</p> <p>② 窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。</p>	<p>被害者の心情に配慮した適切な情報提供の実施に向けた取組状況</p> <p>昨年度 評価：A</p>	<p>① 全国10か所の地方事務所等（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次被害を与えないよう十分配慮して対応した。また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員に対して、犯罪被害者への二次被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。</p> <p>② 平成20年度における犯罪被害者支援業務研修等は、全国職員研修と意見交換会の2段階で構成した。</p> <p>i) 全国担当職員研修：新規事業である被害者国選弁護関連業務等の概要等についての講義（インプット） 時期：平成20年10月28日～29日（東京） 内容：刑事手続における被害者保護制度、被害者国選弁護業務及び関連業務（日本弁護士連合会委託援助、民事法律扶助）、警察による被害者支援（警視庁）、犯罪被害者支援に係る法実務（弁護士）、犯罪被害者の心理と対応の在り方（臨床心理士）等</p> <p>ii) 担当職員意見交換会：事例をもとにした、より実務に即した実践的な意見交換（アウトプット） 時期：平成21年2月～3月（札幌、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡） 内容：被害者国選弁護業務及び関連業務の運用状況と課題について（コールセンターとの連携、地方事務所間の連携等）、事例に基づいたグループ検討</p> <p>iii) 地方事務所窓口対応専門職員研修 地方事務所ごとに、上記i)の講義内容を収めたDVDや当該事務所における対応事例等を用いて、研修を実施するなどし、地方事務所全体における犯罪被害者支援の質の向上を図った。</p> <p>また、コールセンターのオペレーターに対しては、下記の研修を行った。</p> <p>i) オペレーター全員に対する研修（制度の概要及び留意点を中心に、地方事務所への取次方法について） 内容：被害者参加制度について 時期：第一回平成20年9月16日～18日、第二回平成20年11月25日～27日</p> <p>ii) 犯罪被害者支援ダイヤル担当オペレーターに対する研修（新制度に関して、実際に使用される書面などを用いた、より具体的な手続について） 内容1：少年法・犯罪被害者等給付金支給法・配偶者暴力防止法・刑事訴訟法等の改正について 時期：平成20年5月14日 内容2：精通弁護士紹介・取次に関する復習・留意点について 時期：平成20年10月～11月にかけて随時 内容3：被害者参加制度・被害者参加人のための国選弁護制度・損害賠償命令申立てについて（地方事務所との連携方法等） 時期：平成20年11月20日・26日</p> <p>※実績報告書48～50ページ参照</p>	A	<p>犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員に対して研修を実施し、新規事業である被害者参加人のための国選弁護制度等、各種法改正等の法制度に関する知識の習得に努めた。また、地方事務所において取り扱った事例を参考に本部で作成した事例を使って、各種の制度がどのように利用できるかなどについて少人数のグループで協議し、これを共有するなど、より実践的な研修プログラムの実施等により、個々の担当職員のスキルアップを図った。さらに、全国的に均質な犯罪被害者支援業務の提供を目指し、実務上の問題点、課題等について意見交換を行った。</p> <p>全国担当職員研修のカリキュラム策定には、あらかじめ地方事務所職員に対し、日頃地方事務所等で苦慮している点等について意見照会を行い、その結果を踏まえながら、新制度や関連する法テラスの援助制度に関する知識の習得を併せて、警察の担当者や臨床心理士、弁護士等による講義を組み込んだ。知識の習得にとどまらず、関係機関や実務担当者の講義を盛り込み、重層的に対応できるようにした。</p> <p>また、意見交換会を企画する際には、i)の研修について職員にアンケートを行い、その結果を踏まえ、ii)で習得した知識や対応方法を、事例に則し実践的にどのように生かすか少人数で意見交換を行うなど、できるだけ実務に即活かせるようなものにした。</p> <p>犯罪被害者等に対する情報提供に支障を来すことがないよう、コールセンターのオペレーターに対し、新規事業である被害者国選弁護関連業務等、各種法改正等の法制度に関する研修を実施した。</p> <p>地方事務所の犯罪被害者支援業務担当職員を当該研修に参加させ、実際にコールセンターから取り次がれた事例についての地方事務所における対応状況の説明や事例検討を行うことにより、コールセンターと地方事務所の意思疎通が図られるよう工夫を行い、さらなる連携の促進を図った。</p>
30	<p>② 支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者などやその支援に携わるものの意見を聴取する機会を設ける。</p>	<p>③ 犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成20年度に1回以上設ける。</p>	<p>犯罪被害者及びその支援者の意見聴取に関する取組状況</p> <p>昨年度 評価：A (①②と共通評価)</p>	<p>犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。</p> <p>i) 実施時期：平成21年2月～3月</p> <p>ii) 回答機関・団体数：1,254（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）</p> <p>iii) 実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送</p> <p>iv) 聴取項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況</li> <li>支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況（精通弁護士紹介業務、ホームページでの検索、被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務等）</li> <li>支援センターとの連携（紹介・取次等）状況</li> <li>支援センターに期待する事項</li> <li>支援センターに対する被害者等からの意見</li> <li>支援センターのリーフレット等の活用可否</li> <li>支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否</li> <li>その他意見・要望</li> </ul> <p>支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた（前年度は91.4%）。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。</p> <p>業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%（同76.9%）、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%（同81.2%）であり、いずれも着実に認知が高まっている。また、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものは81.2%（同72.2%）であり、同様に高い認知となっている。一方、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%と、認知が下がることとが判明した。</p> <p>当該制度や民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。</p> <p>連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%（同15.2%）、逆に、利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%（同29.7%）であった。</p> <p>※実績報告書50・51ページ参照</p>	A	<p>すべての地方事務所において、犯罪被害者支援を行っている機関・団体等に対してアンケートを実施し、ほとんどの聴取項目で前年度より高い認知度が示された。これに伴い、支援センターへの関係機関からの要望や期待が、前年度より、一層具体的となった。</p> <p>また、被害者国選弁護関連業務に関する事項を聴取項目に加えることにより、支援センターが当該業務を開始したことの周知も併せて行った。</p>

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
31 ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図る。	③ 各地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保する。	④ 地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。	精通弁護士の確保及び犯罪被害者への適切な紹介に関する取組状況  昨年度 評価：A (①②と共通評価)	④ 地方事務所長は、弁護士会会長から、以下のi)又はii)に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成21年4月1日現在、全国で1,570名（同19年3月31日現在、1,185名、同20年3月1日現在、1,261名、）が登録されており、各弁護士会の協力を得ながら順調に増加している。 i) 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことがある弁護士 ・犯罪被害者等の依頼により行う法律事務 ・弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動 ii) 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士  犯罪被害者やご家族からのお問い合わせに応じ、全国の地方事務所合計696件の紹介を行った（平成19年度の紹介件数は590件、18年度は97件）。  ※実績報告書51・52ページ参照	A	各地方事務所から、弁護士会を通じた協力依頼等により、精通弁護士名簿掲載者数及び紹介件数は着実に増加しており、犯罪被害者に対し、適切な対応が行われている。
32 ④ 資力の乏しい犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、損害賠償請求による被害回復を行えるように適切な情報提供に努める。	④ 損害賠償による被害回復を求める犯罪被害者に対しては、資力の乏しい場合の民事法律扶助制度の利用に関する適切かつ積極的な助言を徹底する。	⑤ 平成20年12月までに被害者参加制度及び損害賠償命令制度が施行されることに伴い、犯罪被害者が当該制度を適切かつ効果的に利用できるよう、適切な情報提供などを通じた支援の充実を図る。  ⑥ 資力に乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。	犯罪被害者に対する適切な情報提供等の支援へ向けた取組状況  昨年度 評価：A (①②と共通評価)	⑤ コールセンター及び地方事務所における情報提供業務に資するためFAQを作成しているが、被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護制度及び損害賠償命令制度に関するFAQの作成には、新しい制度であることを考慮し、できる限り分かりやすい言葉を使用するよう配慮した。また、犯罪被害者支援リーフレットにこれらの制度について追記・改訂し、全国の地方事務所から関係機関等を通じ、相談者に適宜配布いただくよう、周知・依頼を行っている。さらに、制度施行前後には、全国のほとんどの地方事務所において、関係機関等による協議会やフォーラムに参加し、担当職員等による制度の説明や広報物（リーフレット、ポスター等）の配布を行った。 なお、ホームページにはこれらの制度の概要を掲載し、上記リーフレットや、被害者参加人のための国選弁護制度を利用する場合に必要な書類がダウンロードできるようにするなど工夫した。 コールセンターにおいては、オペレーターに制度を周知するとともに、事案に応じて臨機応変に地方事務所へ転送・取次等の対応ができるよう対応チャートを作成し、地方事務所にも周知するなど、連携体制の構築を図っている。制度施行前後に実施した全国担当職員研修等においては、これらの制度の概要を把握しながら、具体的な事例においてどのように運用されるのかなどについて説明、検討及び意見交換等を行った。その結果、刑事裁判の期日が切迫した事案であっても、関係機関や弁護士との連携のもと、迅速・円滑に対応できている。 ⑥ コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載し、経済的支援制度の利用についても併せ引き継ぐなど、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応を行えるよう配慮している。 地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。 また、全国担当職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携が、一層重要になること及びその連携方法等について、図表を用いた説明や具体的な事例による検討等を行った。その結果、平成20年度に全国で受け付けた29件の国選被害者参加事件で国選被害者参加弁護士候補として指名通知をした弁護士のうち、特に精通弁護士として紹介したものが民事法律扶助制度を利用して損害賠償等を重ねて担当したもの、又は、日本弁護士連合会委託援助制度を利用したものは18件（62%）あった。  ※実績報告書52・53ページ参照	A	担当職員の制度への理解を深めることにより、犯罪被害者等への適切な情報提供等を実現するため、制度施行前後に実施した全国担当職員研修等において、損害賠償命令制度の運用方法等について、具体的な事例をもとに説明、検討及び意見交換等を行った。 また、地方事務所においては、民事法律扶助業務及び受託業務を始め、犯罪被害者支援に深く関係する他業務担当職員に対し、全国担当職員研修の内容を収めたDVDを視聴させるなどして、法テラス内部における円滑・確実な連携を図った。 以上により、リーフレット等による広報周知と相まって、経済的に余裕のない犯罪被害者への支援を更に充実させることに取り組んでいる。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由
(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策	(5) 司法過疎対策				
33	常勤弁護士の限りある業務量の中で可能な限り利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、司法過疎地域における事務所に配置された常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を図る。	常勤弁護士が配置された上記1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。	司法過疎地域における利用者のニーズに応じた常勤弁護士によるサービス提供の在り方の検討及びその実施状況  昨年度 評価：A	常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。 平成20年度までに司法過疎対策として設置した22か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の5.5割程度が4号有償事件、3割程度が民事法律扶助事件、1.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。  ※実績報告書53・54ページ参照	A	事件配分に関する配点の目安を定めつつも、硬直した取扱いを行うことなく、地域の実情に応じ、法的サービスの需要に対応した業務を可能とした。
(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化	(6) 関係機関連携強化				
34	地方事務所単位で、関係機関との連携を強化するための協議の開催を図る。	地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上（裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上）、連携の現状と強化の方策等に関する協議を行う。	地方事務所単位での関係機関・団体との連携強化に向けた取組状況  昨年度 評価：A	全地方事務所において、平成20年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催したことにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成20年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は63,776件（前年度比約75%増）であり、関係機関との連携が強化された。  ※実績報告書54ページ参照	A	全地方事務所において、平成20年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持ってもらうとともに、多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、関係機関の理解・協力が深まり、コールセンターの認知媒体における関係機関の件数が大幅に増加した。
5 財務内容の改善に関する事項						
(1) 総括						
35	補助金・寄付金の自己収入増加に努める。		補助金・寄付金の自己収入増加に向けた取組状況  昨年度 評価：B	平成20年度における寄附金収入は約1億8,000万円で、同19年度に比べて40%近くの増加となった。 広報物やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、寄附金の大部分を占める被疑者・被告人からのしよく罪寄附を増加させるため、支援センターの契約弁護士や検察官に対し、しよく罪寄附を紹介するチラシを配布するなどして周知に努めた。 さらに、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みの創設に向けた具体的な検討を行うとともに、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度を準備するなど多様な取組を行った。 他方、地方公共団体からの補助金については、190万円余りにとどまった。  ※実績報告書10ページ参照	A	寄附募集の広報活動を積極的に行ったことにより、しよく罪寄附を中心に自己収入金額を前年度比140%増と大幅に増加させることができたほか、広く一般の方からの寄附を集めるための仕組みや更生寄附といった新規の企画を検討するなど、多様な取組を行うことができた。 21年度は、引き続き寄附金収入の増加に努めるとともに、地方公共団体からの補助金については、金融庁等主催の「多重債務者相談強化キャンペーン」（各地の地方公共団体において多重債務者向けの無料法律相談会を実施するもの）に参加する機会などを捉えて、地方公共団体に対し、法テラスへの補助金拠出を求めるなどの努力を続けていく必要があると考えている。
(2) 民事法律扶助						
36	償還を要すべき者の滞納率を引き下げることなどにより、償還金収入の確保に努める。		償還金収入の確保に向けた取組状況  昨年度 評価：B (上記と共通評価)	滞納期間に応じた督促方法を検討するとともに、滞納期間が短期のケースについて督促回数を増やして一定の成果が得られている。 また、長期滞納者のうち、法律扶助協会当時から滞納が継続し、日本司法支援センター設立後本部に管理が移管されていた案件（約15,000件、立替金残額合計約20億円）については、回収見込みのないもの等を集中的に整理し、債権管理コストの縮減を図り、平成20年度末までにその大半の作業を終了した。 その余の長期滞納者については、住所調査を行った上で、手紙による督促を平成21年度中に実施する計画を策定した。  ※実績報告書16ページ参照	A	初期滞納者に対する督促の強化により、一定の増収という成果を上げることができた。長期滞納者の一部についてはその整理を終え、残る長期滞納者についても平成21年度中に督促を行う目途が立っている。
(3) 司法過疎対策						
37	① 有償事件の受任等による自己収入額を増加させる。  ② 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な借料での貸与等）の獲得に努める。		司法過疎事務所における自己収入の増加及び地方公共団体等からの財政支援獲得に向けた取組状況  昨年度 評価：B (上記と共通評価)	平成20年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、合計71か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は36か所、地域事務所は14か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし3名の常勤弁護士を常駐させている。  ※実績報告書35ページ参照	A	司法過疎対策としては、4号有償事件についてのニーズが大きい実質ゼロワン地域及びそれに次ぐ司法過疎地域7か所に司法過疎地域事務所を新設した。司法過疎地域事務所全体での有償事件処理による事業収益は、平成19年度に比して約2倍となった。

中期目標	中期計画の各項目	年度計画（平成20年度）	評価の指標	実績（要旨）	自己評価	自己評価理由	
6 その他業務運営に関する重要事項	4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	5 予算、収支計画及び資金計画					
38	業務の効果的かつ円滑な遂行に必要な人的・物的体制の適切かつ計画的な整備を図る。	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	予算・収支計画・資金計画の実施状況  昨年度評価：B	別紙1～3のとおりである。	A	一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っており、中期計画予算の執行として許容の範囲内にある。	
		5 短期借入金の限度額	6 短期借入金の限度額				
		短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入りに時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金 の状況	該当なし。		
		6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画				
		重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。	重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。				
	7 剰余金の使途	8 剰余金の使途					
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。	剰余金の使途 についての状況	該当なし。			
39	8 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項					
	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度において、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大に応じて必要となる施設・設備の拡充を図る。	(1) 施設・設備に関する計画 平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所全国の事務所の施設・設備を整備する。	平成21年度 に向けた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況  昨年度評価：B	平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。具体的には、平成20年度に新設した各事務所の設置に当たり、物件選定時に、平成21年度の業務量拡大を踏まえ、配置を要する常勤弁護士及び職員の数並びに業務を効率的かつ円滑に実施するためのレイアウト配置を考慮した面積を確保するとともに、法律事務所開業後の事件数の推移とこれに伴う人員配置の変更に応じたレイアウト変更等の施設改修や物品調達等を行うなど、昨年度に引き続き、きめ細かな対応を行った。  ※実績報告書56・57ページ参照（センターの本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、同報告書【資料1】のとおりである。）	A	平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を視野に入れた事務所の確保がなされている。	
40	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員裁判の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。 併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。  支援センターが担わなければならないこうした重大な責務を視野に入れながら、計画的に常勤弁護士の増員を始めとする人的体制の拡充を図る。	(2) 人事に関する計画 民事法律扶助事件及び国選弁護人確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を視野に入れ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。 併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。	平成21年度 に向けた計画的な人的体制の拡充に関する取組状況  昨年度評価：B (1)と共通評価)	平成20年度には、新たに55名の常勤弁護士を確保し、合計151名の常勤弁護士を全国に配置した。 司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。特に平成20年度においては、平成21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたことから、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。 常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。なお、業務拡大等に伴う増員から給与支給総額は増加傾向にあるが、国家公務員との給与水準（年額）の比較指標では、100ポイントを下回っており、適正な指数を維持している。ちなみに、平成20年度における指数は、85.6ポイントであり、業務を開始した平成18年度以降、ほぼ横ばいで推移している。 また、福利厚生費についても、増員に伴って支出総額は年々増加しているが、その主な要因は法定福利費の伸びであり、総人件費に占める福利厚生費の割合は、ほぼ横ばいで推移している。 また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定・導入（平成18年12月）したが、平成20年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成20年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）に反映させるとともに、同21年1月の定期昇給にも反映させた。さらに、平成20年度は1級から3級在籍職員を対象に初めて昇格試験を実施し、勤務成績、能力、意欲等を公正・客観的に判断し昇格者を選考した。  ※実績報告書57・58ページ参照	A	被疑者国選弁護の大幅な範囲拡大及び裁判員裁判の今後の定着などを考慮すれば、さらなる常勤弁護士の確保のための努力を続ける必要があるが、年間を通じた積極的なリクルート活動を展開したほか、司法修習終了直後の新人弁護士を採用する新制度による50名を含む55名の常勤弁護士を確保することができた。 さらに、業務拡大等に伴い、計画的に職員の採用を行って人的体制の整備を図ったほか、その採用職員に対する内定者研修や新任研修及び、管理監督者研修や中堅クラス研修も実施するなどして、質の高い職員の育成に努めた。また、常勤職員の給与については、国家公務員の給与構造改革に準じて作成した給与規程に基づき適正な人件費管理に努めたほか、独立行政法人通則法第63条及び行政改革の重要方針に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえて策定した人事評価システムに基づく人事評価を行い、その結果を平成20年6月及び12月支給の勤勉手当（賞与）並びに同21年1月の定期昇給に反映させた。さらに、平成20年度は1級から3級在籍職員を対象に初めて昇格試験を実施し、勤務成績、能力、意欲等を公正・客観的に判断し昇格者を選考した。	